

横須賀市報

第1834号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次

規則	
◇長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則中 一部改正	14909
告示	
◇土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧につ いて	〃
◇指定居宅サービス事業者の指定について	14910
◇指定介護予防サービス事業者の指定について	〃
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	〃
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	〃
◇生活保護法等に基づく医療機関の指定について	14911
◇生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止につ いて	〃
◇生活保護法等に基づく指定医療機関の指定辞退につ いて	14912
◇生活保護法等に基づく施設機関の指定について	〃
◇指定障害児通所支援事業者の指定について	〃
◇除却広告物等の保管について	14913
◇放置自転車等の移動について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	14914
公告	
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達	〃
◇債権差押調書の公示送達	〃
◇配当計算書の公示送達	〃
◇住民票の職権消滅について	〃
◇物品の売払いに係る一般競争入札について	14915
◇農用地利用集積計画について	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	〃
◇指定下水道工事店の代表者の変更について	14916
◇指定下水道工事店の所在地の変更について	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	〃

規則

横須賀市規則第1号 (令和4年2月18日)
掲示済

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月18日

横須賀市長 上地克明

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行取扱規則(平成21年横須賀市規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「図書は」の次に「、第3条及び第3条の2に規定する基準に適合することが確認できる図書のほか」を加え、同項ただし書を削り、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「、品確法」を「、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)」に改め、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号から第13号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中

「前項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改め、同条第3項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第3条各号列記以外の部分中「適合していることとは」を「適合することとは、認定対象住宅が都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項第1号に掲げる施設の区域以外の区域に建築されることのほか」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(災害配慮基準)

第3条の2 法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合することとは、認定対象住宅が次に掲げる区域以外の区域に建築されることとする。

- 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

第6条中「第3項」を「第5項」に、「により認定又は変更の認定」を「による認定若しくは変更の認定又は法第18条第1項の規定による許可(以下「認定等」という。)」に、「当該認定又は変更の認定」を「当該認定等」に改める。

第7条第1項中「認定計画実施者」を「認定等を受けた者」に改める。

本則に次の1条を加える。

(容積率の特例に係る許可の申請書の添付図書等)

第12条 省令第18条第1項に規定する規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- 付近見取図
- 配置図
- 各階平面図
- 2面以上の立面図
- 2面以上の断面図
- その他市長が必要と認める図書又は書面

附則

- この規則は、令和4年2月20日から施行する。
- 改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に認定の申請があったものについて適用し、施行日前に認定の申請があったものについては、なお従前の例による。
- 施行日以後に、登録住宅性能評価機関が交付する適合証の写し(長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証するものに限る。)及び設計住宅性能評価書の写しを添えて同法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る申請書を提出する者は、改正後の第2条第1項各号に掲げる図書の添付を省略することができる。

告示

横須賀市告示第25号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、令和4年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

令和4年2月25日

<p style="text-align: center;">横須賀市長 上 地 克 明</p> <p>1 縦覧の期間 令和4年4月1日から同年5月31日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 2 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時まで 3 縦覧の場所 横須賀市税務部資産税課</p>	<p>横須賀市告示第26号 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。 令和4年2月25日</p> <p style="text-align: right;">横須賀市長 上 地 克 明</p>
---	---

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和4年 2月1日	湘南グリーン訪問介護事業所	横須賀市大矢部5丁目12番7号	訪問介護	横須賀市大矢部一丁目4番16号 医療法人社団相光会 理事長 西城 一代
同	サニーナース訪問看護ステーション	横須賀市津久井4丁目1番3号高橋店舗2階	訪問看護	横須賀市津久井四丁目1番3号高橋店舗2階 合同会社サニーナース 代表社員 内山 恵美
同	デイリハセンター 花の里 池上	横須賀市池上4丁目1番6号	通所介護	横須賀市追浜本町二丁目14番地 株式会社メディカルピュア湘南 代表取締役 小 吹 優
同	衣笠病院長瀬ケアセンター第2	横須賀市長瀬3丁目6番2号	通所介護	横須賀市小矢部二丁目23番1号 社会福祉法人日本医療伝道会 理事長 南 信明

横須賀市告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる者を指定介護予防サービス事業者として指定

しました。
 令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和4年 2月1日	サニーナース訪問看護ステーション	横須賀市津久井4丁目1番3号高橋店舗2階	介護予防訪問看護	横須賀市津久井四丁目1番3号高橋店舗2階 合同会社サニーナース 代表社員 内山 恵美

横須賀市告示第28号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。
 令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和3年 7月31日	むつ花ケアサービス	横須賀市阿部倉24番8号	訪問介護	横須賀市阿部倉24番8号 株式会社むつ花 代表取締役 細野 史哉
令和4年 1月31日	株式会社 技公	横須賀市大矢部1丁目9番11号	訪問介護	横須賀市大矢部一丁目8番12号 株式会社技公 代表取締役 西城 公雄

横須賀市告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。
 令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所 の所在地並びに代表者名
令和4年 2月1日	訪問介護 りぼん	横須賀市長井5丁目14番2号	居宅介護	横須賀市長井三丁目28番5号 株式会社結 代表取締役 山腰 瑞穂
同	揚げたて屋	横須賀市久里浜4丁目7番11号	就労継続支援B型	横須賀市上町三丁目33番地 特定非営利活動法人湘南国際アップ 理事 池田 雅夫

横須賀市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関を医療扶助のための医療を担当させる機関として指定しました。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指 定 年月日	名 称	所 在 地
令和3年 1月1日	マークスター訪問看護 ステーション	横須賀市林2丁目1番35 号双美ビル1階
令和3年 1月12日	クリエイト薬局横須賀 鴨居店	横須賀市鴨居2丁目6番 1号
令和3年 3月1日	訪問看護ステーション あやめ横須賀	横須賀市小矢部4丁目6 番23号ドミール衣笠101
同	わかば薬局大津店	横須賀市大津町1丁目16 番26号
令和3年 4月1日	追浜吉井内科クリニッ ク	横須賀市追浜本町1丁目 40番地追浜平川ビル1階
同	汐入ぱくクリニック	横須賀市汐入町2丁目40 番地青柳ビル1階
同	よこすか甲状腺内科ク リニック	横須賀市米が浜通1丁目 7番地2サクマ横須賀ビ ル1階101号・102号
同	ゆきこどもクリニック	横須賀市安浦町3丁目13 番地木光クリニックビル 2F
同	レイナ歯科クリニック	横須賀市上町1丁目2番 地
同	ふらわぁ薬局森崎店	横須賀市森崎3丁目9番 8号
同	ファーマシィ鈴木	横須賀市鴨居1丁目17番 16号
同	株式会社シフト秋谷薬 局	横須賀市秋谷1丁目23番 22号
令和3年 5月1日	汐入くまさん整形外科	横須賀市本町2丁目1番 地12コースカベイサイド ストアーズ1階
令和3年 5月15日	横須賀ファースト歯科 クリニック	横須賀市三春町3丁目7 番地
令和3年 8月1日	石渡歯科医院	横須賀市安浦町2丁目27 番地2IDビル2階201 号室
令和3年 9月1日	横須賀南クリニック	横須賀市根岸町1丁目9 番9号1階
同	久里浜漢方内科クリニ ック	横須賀市久里浜4丁目13 番7号鈴野ビル1階
令和3年 10月1日	横須賀中央眼科駅前分 院	横須賀市若松町2丁目7 番地藤田ビル5階
同	久里浜駅前マリン歯科 口腔外科	横須賀市久里浜1丁目5 番9号あずさビル3階
同	在宅看護センター横須 賀	横須賀市稲岡町82番地神 奈川歯科大学内
令和3年 11月1日	倉田耳鼻科	横須賀市船越町1丁目55 番地倉田クリニックビル 1F

同	こもれび皮膚科	横須賀市船越町1丁目55 番地倉田クリニックビル 2階
同	堀ノ内駅前皮膚科	横須賀市三春町3丁目24 番地6 2F
同	スター薬局	横須賀市船越町1丁目55 番地11
令和3年 12月1日	ひかりの丘歯科医院	横須賀市光の丘8番3号 YRPベンチャー棟1F
令和4年 1月1日	クリエイト薬局横須賀 長井店	横須賀市長井3丁目1番 11号

横須賀市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を廃止した旨の届出がありました。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃 止 年月日	名 称	所 在 地
令和3年 1月11日	クリエイト薬局横須賀 鴨居店	横須賀市鴨居2丁目6番 1号
令和3年 1月31日	山下内科医院	横須賀市長沢1丁目34番 10号
令和3年 3月31日	追浜吉井内科クリニッ ク	横須賀市追浜本町1丁目 40番地追浜平川ビル1階
同	汐入ぱくクリニック	横須賀市汐入町2丁目40 番地青柳ビル1階
同	ゆきこどもクリニック	横須賀市安浦町3丁目13 番地木光クリニックビル 2F
同	第二湘南グリーンクリ ニック	横須賀市大矢部5丁目11 番1号
同	レイナ歯科クリニック	横須賀市上町1丁目2番 地
同	さくらんぼ武山	横須賀市武1丁目20番17 号
同	ファーマシィ鈴木	横須賀市鴨居1丁目17番 16号
令和3年 5月14日	横須賀ファースト歯科 クリニック	横須賀市三春町3丁目7 番地
令和3年 6月30日	あゆみ訪問看護ステー ション	横須賀市佐原4丁目8番 23号
令和3年 7月31日	石渡歯科医院	横須賀市安浦町2丁目19 番地石渡ビル2F
令和3年 9月30日	中林皮膚科	横須賀市三春町3丁目24 番地6堀之内ビル202
令和3年 10月30日	植松整形外科	横須賀市津久井2丁目24 番25号1F
令和3年 10月31日	倉田耳鼻科	横須賀市船越町1丁目52 番地
同	スター薬局	横須賀市船越町1丁目53 番地4

令和3年 12月23日	共創未来横須賀中央駅前薬局	横須賀市若松町3丁目9番地
令和3年 12月25日	大谷歯科医院	横須賀市長井1丁目22番15号
令和3年 12月31日	ファーマシィ鈴木安浦店	横須賀市安浦町2丁目27番地1

横須賀市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる医療機関から、指定医療機関としての事業を辞退したい旨の届出がありました。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

辞 退 年月日	名 称	所 在 地
令和3年 2月5日	第二兒玉歯科医院	横須賀市公郷町1丁目60番地6間瀬口ビル1F A

横須賀市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定に基づき、次に掲げる施術機関を医療扶助のための施術を担当させる機関として指定しました。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	名 称	所 在 地	施 術 者	種 類
令和3年1月1日	るい整骨院	横須賀市大滝町2丁目18番地ヨコスカ第一ビル9F	仲 山 壘	柔道整復
令和3年7月1日	すぎの手訪問鍼灸マッサージ	横須賀市平作2丁目9番5号	秋 山 翔 太	あん摩・マッサージ
同	すぎの手訪問鍼灸マッサージ	横須賀市平作2丁目9番5号	杉 平 義 人	あん摩・マッサージ
同	すぎの手訪問鍼灸マッサージ	横須賀市平作2丁目9番5号	秋 山 翔 太	はり・きゅう
同	すぎの手訪問鍼灸マッサージ	横須賀市平作2丁目9番5号	杉 平 義 人	はり・きゅう
令和3年9月1日	大久保 祐子	横須賀市野比2丁目8番27号	大久保 祐子	あん摩・マッサージ
同	大久保 祐子	横須賀市野比2丁目8番27号	大久保 祐子	はり・きゅう
同	太陽鍼灸整骨院	東京都大田区池上3丁目39番9号	大 和 圭 輔	あん摩・マッサージ
同	太陽鍼灸整骨院	東京都大田区池上3丁目39番9号	大 和 圭 輔	はり・きゅう
令和3年10月1日	さいとう治療院	横須賀市三春町1丁目1番地16	齋 藤 世 耕	あん摩・マッサージ
同	さいとう治療院	横須賀市三春町1丁目1番地16	齋 藤 世 耕	はり・きゅう
同	和なごみ治療院	横須賀市平作6丁目3番1号	藤 原 未 来	あん摩・マッサージ
令和3年11月1日	花の里リハビリマッサージ治療院	横須賀市追浜本町2丁目14番地	松 浦 春 奈	あん摩・マッサージ
同	ジョイ整骨院	横須賀市大津町3丁目18番12号	川 崎 友 香 理	あん摩・マッサージ
同	ジョイ整骨院	横須賀市大津町3丁目18番12号	関 山 諭 史	柔道整復
同	鍼灸マッサージ治療院しん鍼堂	横須賀市浦賀5丁目62番2号	松 本 晋 也	あん摩・マッサージ
同	鍼灸マッサージ治療院しん鍼堂	横須賀市浦賀5丁目62番2号	松 本 晋 也	はり・きゅう

横須賀市告示第34号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者とし

て指定しました。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和4年	子育て支援 和美	横須賀市根岸町3丁目9	放課後等デイサー	相模原市南区相模台二丁目4番2号吉見ビル201号室

2月1日	北久里浜教室	番7号谷ビルⅢ2-C号 室	ビス	株式会社和美 代表取締役 浅 葉 孝 己
------	--------	------------------	----	-------------------------

横須賀市告示第35号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除却年月日	保管期間
はり札等	26	坂本町5丁目・6丁目、池上5丁目から7丁目まで、森崎1丁目、久里浜4丁目及び野比4丁目地内	令和3年1月4日から同月31日まで	告示の日の翌日から起算して2週間
立看板等	1	グリーンハイツ地内		

- 2 保管場所
横須賀市武3丁目22番1号
- 3 返還を受ける方法
 - (1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
 - (2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第36号

自転車等の放置防止に関する条例（平成3年横須賀市条例第29号）第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移動年月日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保管場所
	自転車	原動機付自転車及び普通自動2輪車		
令和4年1月5日から同月31日まで	台 58	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	4	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	6	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	24	4	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	4	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	0	1	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	12	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	13	3	夏島町、汐入町3丁目、三春町2丁目、上町3丁目、汐見台2丁目、小矢部1丁目、森崎2丁目、大津町1丁目、佐原4丁目・5丁目、久里浜5丁目、野比1丁目、長井2丁目及び武2丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第1自転車等駐車場	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
同	1	0	北久里浜駅第2自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	2	0	北久里浜駅第4自転車等駐車場	同

同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	1	0	久里浜駅自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1台につき1,500円
原動機付自転車及び普通自動2輪車 1台につき3,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であること

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第37号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和4年2月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和4年2月25日

横須賀市長 上地 克明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延長
363	旧	田浦泉町3番の8地先から 田浦泉町3番の5地先まで		メートル 1.8～1.9	メートル 20.3
	新	田浦泉町3番の5地先から 田浦泉町3番の5地先まで		1.8～2.9	20.3
1,280	旧	平作5丁目1221番の20地先から 阿部倉1261番の3地先まで		2.7～10.4	106.2
	新	平作5丁目1221番の20地先から 阿部倉1221番の9地先まで		10.0～18.8	121.9
2,881	旧	野比1丁目917番地先から 野比1丁目918番の3地先まで		1.8～1.9	20.5
	新	野比1丁目917番地先から 野比1丁目918番の1地先まで		1.8～6.4	18.3
5,380	旧	平作5丁目1221番の21地先から 平作5丁目1669番地先まで		5.6～9.3	149.0
	新	平作5丁目1221番の20地先から 平作5丁目1669番地先まで		5.6～5.9	33.3

公 告

横須賀市公告第25号 (令和4年2月14日) 掲示済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年2月14日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第26号 (令和4年2月18日) 掲示済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年2月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第27号 (令和4年2月18日) 掲示済

別紙の方は、その住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和4年2月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第28号 (令和4年2月18日) 掲示済

別紙の方は、職権により住民票の消除をしたので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項後段の規定により公告します。

令和4年2月18日

横須賀市長 上地 克明

(別紙略)

横須賀市公告第29号 (令和4年2月21日) 掲 示 済

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和4年2月21日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第30号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和4年2月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長坂5丁目3736番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市阿部倉9番3号 株式会社三浦半島生物多様性保全 代表取締役 天 白 牧 夫
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長坂3丁目32番27号 小 泉 浩 昭

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市津久井4丁目1262番1、津久井5丁目3904番、3907番、3908番、3909番、3912番及び3928番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 三浦市南下浦町上宮田1857番地 有限会社コーシンファーム 代表取締役 三 留 晃
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 平塚市南金目1100番地ファミリア・プレース2号 岩 崎 美智子

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市林3丁目888番口及び889番1
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目79番地 永 野 隆 春
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林2丁目14番10号 角 田 武 雄

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市林4丁目1101番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林2丁目12番8号 岩 澤 健 和
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 三浦郡葉山町上山口2897番地 永 津 美智子

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市太田和1丁目1255番及び1256番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市秋谷2丁目1110番地 株式会社平凡野菜 代表取締役 藤 原 信 良
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横浜市泉区中田東4丁目48番20号 奥 津 保 美

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市林4丁目852番及び872番
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長坂4丁目8番50号 中 川 晴 美
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長坂3丁目3番11号 長谷川 昇

記の7

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市荻野461番1、462番1、463番1及び472番1
2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市秋谷2丁目1110番地 株式会社平凡野菜 代表取締役 藤 原 信 良
3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長坂3丁目9番8号 藤 田 真 弓

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第3号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和4年2月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 6 columns: 登録番号, 給水装置工事事業者名, 代表者名, 所在地, 指定年月日, 有効期限. Row 1: 602, 日本漏水調査修繕センター, 丸山裕之, 横浜市戸塚区平戸町1120番地1 レオネクストライクシェル105号, 令和4年1月21日, 令和9年1月20日

横須賀市上下水道局告示第4号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和4年2月25日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

Table with 5 columns: 登録番号, 給水装置工事事業者名, 代表者名, 所在地, 届出年月日. Rows: 319 福水設備 福島彰 藤沢市善行1丁目7番地の1 令和4年1月13日; 402 株式会社しんわ 森ペン 横須賀市走水二丁目5番6号 令和4年1月31日; 228 有限会社安池設備 安池正人 横須賀市林四丁目106番地5 令和4年1月31日

横須賀市上下水道局告示第5号

令和2年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定下水道工事店有限会社裕伸は、次のとおり代表者を変更しまし

た。

令和4年2月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名		所 在 地
		新	旧	
須 120	有限会社裕伸	大 越 里江子	松 本 健 志	横須賀市大津町四丁目2番13号

横須賀市上下水道局告示第6号

平成31年横須賀市上下水道局告示第20号により指定した指定下水道工事店横須賀水道修理センターは、次のとおり所在地を

変更しました。

令和4年2月25日

横須賀市上下水道事業管理者
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	
			新	旧
須 176	横須賀水道修理センター	エフベ モセン	横須賀市衣笠町27番10号	横須賀市衣笠町31番7号

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第2号 (令和4年1月31日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。
令和4年1月31日

横須賀市教育委員会
教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和4年2月3日午前9時30分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 横須賀市教育振興基本計画の策定について
 - (2) 横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則制定について
 - (3) 横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則中改正について
 - (4) 横須賀市立ろう学校及び養護学校の管理運営に関する規則中改正について
 - (5) 横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について
 - (6) 令和3年度横須賀市一般会計補正予算教育委員会関係議案の提出について
 - (7) 令和4年度横須賀市一般会計予算教育委員会関係議案の提出について
 - (8) 市立学校設置条例中改正議案の提出について
 - (9) 生涯学習センター条例中改正議案の提出について